

## 平成30年度 沖縄県介護支援専門員実務研修受講試験のお知らせ

平成30年度 沖縄県介護支援専門員実務研修受講試験について下記のとおりお知らせいたします。

- 1.【試験日】平成30年10月14日(日)
- 2.【試験会場】沖縄本島・宮古島市・石垣市
- 3.【受験申込受付期間】平成30年6月1日(金)～7月6日(金) 当日消印有効
- 4.【受験に要する費用】8,900円 [消費税込み]
- 5.【「受験の手引き」について】
  - (1) 販売期間：平成30年6月1日(金)～7月6日(金)  
[月～金曜日9時～17時] (祝祭日・慰霊の日を除く)
  - (2) 料 金：1冊 500円 [消費税込み]
  - (3) 販売場所：沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター  
(沖縄県総合福祉センター 西棟3階)

※「受験の手引き」とは、受験要項・申込書等が入っている冊子の事です。  
※郵送にて「受験の手引き」の取り寄せ購入を希望する場合は、別添『「受験の手引き」  
取り寄せ方法』をご確認ください。
- 6.【合格発表日】平成30年12月4日(火)
- 7.【受験資格】平成30年度試験より、受験資格が改定となりました。  
※詳細は受験の手引きをご覧ください
- 8.【試験内容】・介護保険分野 ・保健医療福祉サービス分野  
※平成27年度以降、保有資格による解答免除は廃止されました。
- 9.【お問合せ先】

〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3階  
沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター  
TEL：098-882-5703(直通) ・ 098-887-2000(代表)  
(電子メール) care@okishakyo.or.jp

## \* 「受験の手引き」取り寄せ方法 (1冊購入の場合) \*

- ① 400円切手を貼ったA4サイズの返信用封筒に申込者の氏名・住所を記入。  
 ⇨ 【返信用封筒】 見本参照
- ② 500円分の定額小為替を郵便局にて購入 ※定額小為替には何も記入しないで下さい。
- ③ 請求用封筒に沖縄県福祉人材研修センターの宛名・住所を記入。  
 ⇨ 【請求用封筒】 見本参照
- ④ ①～②を③の請求用封筒に入れ沖縄県福祉人材研修センターへ郵送してください。  
 届き次第、「受験の手引き」を受験申込者へ郵送いたします。

購入部数	返信用封筒送付	切手
1冊	A4サイズ用(角2)	400円(速達:780円)
2～3冊	A4サイズ用(角2)	600円(速達:980円)
4冊以上 (ゆうパック)	B4サイズ用(角0) 「ゆうパック着払用紙」に住所・氏名等の宛先を明記し、返信用封筒等に貼付してください。	不要 ※着払いのため

【返信用封筒】を2つ折りにし

返信用 切手	申込者の郵便番号
申込者の住所	
申込者の氏名	
様	

【請求用封筒】に入れてください

切手	903-8603
「受験の手引き」資料請求 申込者の住所・氏名	
沖縄県福祉人材研修センター	
沖縄県那覇市首里石嶺町四―三七三―一 (西棟三階)	

A4サイズ・角形2号  
 ヨコ24cm・タテ33cm

※郵便事情等により、到着までに時間がかかる場合がありますので、郵送に要する日数を十分に考慮してください。

<b>介護支援専門員実務研修受講試験 受験資格一覧表</b>
--------------------------------

＜受験資格①＞下記の法定資格に基づき要援護者に対する直接援助業務を行う者  
\*5年以上の実務経験かつ900日以上に従事日数を満たす者

受験資格 コード	職 種 名	受験資格 コード	職 種 名
1001	医 師	1012	視 能 訓 練 士
1002	歯 科 医 師	1013	義 肢 装 具 士
1003	薬 剤 師	1014	歯 科 衛 生 士
1004	保 健 師	1015	言 語 聴 覚 士
1005	助 産 師	1016	あん摩マッサージ指圧師
1006	看 護 師	1017	は り 師
1007	准 看 護 士	1018	き ゅ う 師
1008	理 学 療 法 士	1019	柔 道 整 復 師
1009	作 業 療 法 士	1020	栄 養 士 (管理栄養士を含む)
1010	社 会 福 祉 士		
1011	介 護 福 祉 士	1021	精 神 保 健 福 祉 士

注1) 受験資格の実務経験として対象となるのは、上記法定資格取得(登録)後の期間のみとなります。上記資格の一部(介護福祉士や社会福祉士等)には、資格取得に係る国家試験の合格証書が発行されることもありますが、試験に合格した日付(合格証書に記載された日付)ではなく、当該資格の登録日が実務経験期間算定の起点となります。資格取得日の確認は必ず資格登録証を参照してください。

注2) 上記資格に係る業務のうち、要援護者等への直接的な援助業務が受験資格の対象となります。研究業務等の直接的な対人援助ではない期間は実務経験期間に含まれませんのでご注意ください。